

## 千葉県放置自動車事務処理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉県放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年千葉県条例第45号。以下「条例」という。）及び千葉県放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成8年千葉県規則第7号。以下「規則」という。）に定める放置自動車の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(別に定める放置となる期間)

第2条 規則第3条に規定する別に定める期間は、条例第9条第1項の規定による調査（以下「調査」という。）を行った結果、放置されている自動車の状況により10日間以上放置されることが確実と推定されるものは、放置されたと確認できる日から当該調査の日までの期間とする。

(通報の受け付け)

第3条 条例第8条第1項の通報の受け付けは、当該自動車が放置されている公共の場所を管理する課、事務所等（以下「管理担当課」という。）で行うものとする。

(調査等)

第4条 調査は、管理担当課職員及び管理担当課長の依頼により中央・美浜土木事務所管理課長が派遣した職員（以下「調査員」という。）が、あらかじめ判定委員会が別に定めた判定基準により行うものとする。

2 調査員は、調査の結果、放置されている自動車が放置自動車であると認められる場合は、現場写真を撮影するとともに現場地図及び規則に規定する放置自動車調査調書を作成するものとする。

(関係機関への照会等)

第5条 管理担当課長は、自動車が放置されている公共の場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に当該自動車に係る犯罪等の有無その他の必要な事項を照会するとともに、処理について協議するものとする。

2 管理担当課長は、自動車登録番号、車両番号又は車体番号が判明した場合は、必要により放置自動車の所有者等について、管轄陸運支局長又は軽自動車検査協会の管轄事務所長その他関係機関に照会するものとする。

(放置自動車等の措置)

第6条 管理担当課長は、調査の結果、所有者等が判明した場合は、当該所有者等に連絡を取る等必要な措置を講ずるものとする。

2 管理担当課長は、調査の結果、所有者等が不明の場合は、放置自動車の措置について、環境局資源循環部収集業務課長（以下「収集業務課長」という。）に依頼するものとする。この場合において、管理担当課長は、規則第4条第1項に規定する放置自動車調査調書、同条第3項に規定する放置自動車処理記録書、現場写真及び現場地図を収集業務課長に送付するものとする。

(撤去勧告等)

第7条 管理担当課長は、条例第11条の規定による勧告又は条例第12条の規定による措置命令を行おうとするときは、必要に応じ管轄する警察署長と協議を行うものとする。

(撤去及び引取期限)

第8条 条例第11条の規定による勧告及び条例第12条の規定による措置命令における撤去期限並びに条例第18条の規定による引取期限は、当該通知の日から起算して10日を経過した日とする。

(放置自動車の移動等)

第9条 管理担当課長は、条例第13条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管しようとする場合は、必要に応じ自動車が放置されている地域を管轄する警察署長と協議するものとする。

2 管理担当課長が放置自動車を移動し、保管することを決定した場合、管理担当課長は当該放置自動車を移動し、収集業務課長はこれを保管するものとする。

3 前項の場合において、管理担当課長は、必要と認める書類又は書類の写しを収集業務課長、廃棄物施設維持課長に送付するものとする。

4 条例第13条第2項の表示は、放置自動車移動表示(別記様式)によるものとし、管理担当課長が表示するための手続を行い、設置しなければならない。

(所有者等不明の放置自動車の措置)

第10条 収集業務課長は、第6条第2項の規定により依頼を受けた場合、当該放置自動車を放置自動車廃物判定委員会(以下「判定委員会」という。)に諮問する手続を行わなければならない。

(廃物認定等)

第11条 収集業務課長は、判定委員会の判定により当該放置自動車が廃物と判定されたときは、条例第14条第2項の規定による告示の手続きを行わなければならない。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第12条 条例第16条第1項の規定による廃物認定外放置自動車の移動及び保管並びに条例第16条第2項の規定による告示の手続きは、収集業務課長が行うものとする。

(移動表示の撤去等)

第13条 収集業務課長は、第11条又は前条の告示の手続きを行ったときは第9条第4項の移動表示を行った管理担当課長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた管理担当課長は、移動表示を速やかに撤去しなければならない。

(保管場所の放置自動車の管理等)

第14条 保管場所に移動し、保管された放置自動車の管理、返還、費用請求その他の事務手続は、収集業務課長が行うものとする。

(処分等の通知等)

第15条 収集業務課長は、条例第15条の規定による処分等又は条例第17条第1項若しくは第2項の規定による措置を行った場合は、管理担当課長にその旨を通知するものとする。

2 収集業務課長は、前項に規定する場合において、必要と認める関係機関にその旨を通知するとともに、自動車登録番号その他必要と認める物を関係機関に送付しなければならない。

(市が管理しない公共の場所の対応)

第16条 市が管理しない公共の場所における放置自動車の対応については、国又は他の公共団体の関係課において行うものとする。

(私有地に放置された自動車の対応)

第17条 公共の場所以外の私有地に放置された自動車について、通報又は連絡を受けたときは、収集業務課長に連絡するものとする。この場合において、収集業務課長は、当該土地の所有者等に当該自動車の適切な措置を促すほか要請により必要な助言を与えるものとする。

(委 任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。